

札障第 157 号
平成 30 年（2018 年）4 月 6 日

指定特定（障害児）相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
山本 真司
<公印省略>

相談支援体制の充実・強化に向けた取組について

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、厚生労働省では計画相談支援及び障害児相談支援について、さらなる質の向上を目指すための見直しが行われました。

この改定では、対象者の状況等に応じたモニタリング標準期間の見直しや加算の拡充等により、適切な支援の実施や体制整備を行っている事業所において相談支援体制の充実を図ることが期待されています。

また、地域生活支援事業としての障がい者相談支援事業について、市町村は、受託事業者が計画相談支援の対象とならない事例、対応が困難な事例等に迅速に対応する本事業の役割に支障をきたさないように配慮する必要があります。

札幌市においては、「札幌市障がい者相談支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を改正し、当該事業を受託する事業所（以下「委託相談支援事業所」という。）の事業内容をより具体化しました。

これにより、委託相談支援事業所以外の指定特定（障害児）相談支援事業所が計画相談支援の最前線に立ち、委託相談支援事業所が相談受け入れ調整や後方支援を図る体制に向かうための連携等について規定したところです。

つきましては、報酬改定及び要綱改正の趣旨を踏まえ、下記のとおり相談支援のさらなる充実・強化に向けご尽力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 委託相談支援事業所の役割

- (1) 要綱第 5 条(16)により、委託相談支援事業所は、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所と連携及び業務推進支援（事業所間の相談受け入れ調整を含む）を行うことを業務としたこと。

- (2) 要綱第8条(3)により、地域における相談支援の円滑な遂行に配慮して、計画相談支援等他の事業所で対応可能な相談支援について適切に引き継ぎ、緊急性のある相談支援や他の事業所で対応困難な相談支援（計画相談支援の対象とならない事例等）を積極的かつ真摯に引き受ける等地域での役割分担に留意するものとしたこと。

2 委託相談支援事業所以外の指定特定（障害児）相談支援事業所の役割

事業所内で可能な相談体制の充実・強化や委託相談支援事業所との連携強化を図り、計画（障害児）相談支援の依頼に適切に対応すること。

3 具体的な連携方法

指定事業所数が不足している状況の中、各区における委託相談支援事業所と指定特定（障害児）相談支援事業所の意見交換会や自立支援協議会の相談支援部会・地域部会などのネットワークを活用して、委託相談支援事業所を中心として、地域の実情に合った方法を取りながら、地域全体としてレベルアップしていくよう検討すること。

その際、平成29年2月から毎月行っている計画（障害児）相談の新規対応可能件数調査を活用したり、セルフプランを作成している者が計画（障害児）相談支援を希望していないか意向を把握した上で対応を検討するなど、事業所間の協力体制の構築により、必要な方がより多く計画（障害児）相談支援に結びつくよう留意すること。

4 参考資料

- (1) 札幌市障がい者相談支援事業実施要綱（抜粋）・・・・・・・・別添1
(2) 計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（平成30年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障がい福祉課長通知）（抜粋）・・・・・・・・別添2
(3) 札幌市の相談支援体制の方向性（ポンチ絵）・・・・・・・・別添3

【担当】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

障がい福祉課 主査（個別支援）鈴木 亨

TEL 011-211-2936 FAX 011-218-5181

E-mail:syurou-soudan@city.sapporo.jp